

お知らせ

— Information —

お知らせします

農地の転用には許可が必要です

農地の転用とは、住宅・資材置場・駐車場など、農地以外の用途に転換することです。農地は、皆様の食生活を支えるかけがえのない財産です。無断で転用することは、地域の農業にとって大きな損失となりますので、転用をする際には、事前にご相談ください。

○農地転用の種類

▼農地法4条転用
農地所有者自らが農地を転用する場合

▼農地法5条転用

農地所有者以外の者が、農地所有者から農地を買ったり、借りたりして転用する場合

※市街化区域内の農地転用は、農業委員会へ届出をすれば許可は必要ありませんが、転用行為は必ず受理通知書が交付されてから開始してください。

○農地転用の受付期間

▼許可申請（市街化調整区域）の受付期間は、毎月10～14日です。

※ただし、締切最終日が土・日・祝日の場合は、変更になります。

▼届出（市街化区域）の受付は

随時行っています

問 谷和原庁舎農業委員会事務局

☎58・2111

(内線8120～8122)

下水道課からのお知らせ

現在の市内の下水道には、市が整備管理している

・公共下水道

・農業集落排水

・ミニミニ・プラント

▼取手地方広域下水道組合が整備管理している

・公共下水道

のそれぞれの区域があります。この中で、市が整備管理している農業集落排水及びミニミニ・プラントについては、合併前の旧町村ごとの別々の料金体系などがそのまま引き継がれていますので、平成20年度から統一された料金体系などになるように、審議会を開催し審議を進めています。

問 小絹水処理センター下水道課

☎52・3939

つくばみらい市災害時要援護者支援制度をはじめます！

～障害者や高齢者を災害から守る支援制度です～

▼内容

障害者や、ひとり暮らしの高齢者などが、災害時に支援を受けられるようにするために、自ら、住所氏名などを登録していただく制度です。

▼登録できる人

①身体障害者のうち、肢体不自由の障害の程度が1級又は2級の者

②視覚障害の程度が1級又は2級の者

③聴覚障害の程度が2級の者

④知的障害者のうち、その障害の程度が㊶若しくはA判定の者

⑤精神障害者のうち、その障害の程度が1級の者

⑥65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯

⑦寝たきり高齢者

⑧認知症高齢者

⑨前各号に掲げる者に準ずる状態にある難病患者その他の者

▼登録方法
災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（※別紙）に、必要事項を記入し、社会福祉課または地区民生委員に提出してください。※災害時要援護者登録申請書兼登録台帳は、今回広報と一緒に配布しています。

問 伊奈庁舎社会福祉課

☎58・2111

(内線1150～1154)

きらくやま巡回バス 運休のお知らせ

9月17日(月)は市行事のために、きらくやま巡回バスを運休させていただきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

問 伊奈庁舎社会福祉課

☎58・2111

(内線1153、1154)

9月は「茨城県認知症を知る月間」です

茨城県では、毎年9月を「茨城県認知症を知る月間」として、認知症に対する正しい理解の普及・啓発に関する活動を実施することにより、誰もが認知症について理解し、認知症高齢者及びその介護家族が安心して暮らすことができる地域づくりを進めています。

○認知症予防フォーラムの開催

▼内容＝精神科医師による認知症医療の正しい知識などについての講演会

▼期日＝9月29日(土)

▼場所＝茨城県メディアカルセンター（水戸市）

問 県長寿福祉課

☎029・301・3326

(社)茨城県医師会

☎029・241・8446